# 会議記録

会議名	令和2年度 第1回 杉並区文化・芸術振興審議会							
日 時	令和2年7月30日(木)午後5時58分~午後7時13分							
場所	杉並区役所 東棟6階教育委員会室							
出席者	〔委員〕曽田修司(会長)、菊地一浩、後藤朋俊、小林信恵、佐藤信、服							
	部洋、米屋尚子、小林真理、髙和弘、谷原博子、冨澤武幸							
	〔区〕地域活性化担当部長、文化・交流課長							
	〔事務局〕文化・交流課							
欠 席 者	なし							
配布資料	資料1 杉並区文化・芸術振興審議会委員名簿							
	資料2 第1回杉並区文化・芸術振興審議会席次表							
	資料3 杉並区文化・芸術振興審議会条例							
	資料4 すぎなみアート応援事業に関する資料							
	資料 5 杉並区新しい芸術鑑賞様式助成金交付要綱							
	資料6 令和2年度杉並区文化・芸術振興審議会の部会設置について							
	(案)							
	資料7 令和2年度文化・芸術振興審議会及び部会開催スケジュール							
会議次第	〔議事〕							
	1 審議会委員の委嘱、審議会委員の紹介							
	2 会長の選出、副会長の指名							
	3 すぎなみアート応援事業について							
	4 部会の設置、部会委員の指名							
	5 令和2年度の審議会等スケジュールについて							
	6 事務連絡							
主な発言	別紙のとおり							

発言者	発言内容						
	<ul><li>一 開会 ー (午後5時58分)</li></ul>						
	1 審議会委員の委嘱、審議会委員の紹介						
文化・交流課長	定刻になりましたので令和2年度第1回杉並区文化・芸術振興審議会を						
	開催いたします。本日はお忙しい中、またコロナの状況の中お集まりいた						
	だきまして誠にありがとうございます。私は杉並区の文化・交流課長の田						
	森と申します。会長が選出されるまでの間、進行役を務めますのでどうそ						
	よろしくお願いいたします。						
	まずは本日配付しております資料ですが、次第に資料の一覧を記載して						
	います。資料1から資料7までとなってございます。過不足等ございまし						
	たら事務局職員にお声がけいただければと存じます。						
	それでは審議会に先立ちまして、地域活性化担当部長の岡本よりご挨拶						
	申し上げます。						
地域活性化担当	皆さん、こんばんは。初めに、今回初めて委員をお引き受けいただいた						
部長	方もいらっしゃいますので、簡単ではありますがこの文化・芸術振興審議						
	会について、一言ご説明したいと思います。						
	杉並区では、文化・芸術の振興に関して必要な事項を調査審議するため、						
	区長の附属機関として条例を制定いたしまして、「杉並区文化・芸術振興						
	審議会」を設置しております。この審議会では文化・芸術の振興に関する						
	重要な事項や、振興に係る活動に対する助成に関する事項について答申し						
	ています。						
	委員につきましては、条例で12人以内とし、文化・芸術活動の関係者、						
	学識経験者、区長が適当と認める者により構成しています。委員の皆様の						
	任期は2年となっており、このたび6月30日をもちまして2年の任期が						
	終了しましたので、皆様におきましては7月1日から2年間、再任の大						
	7名、そして新たに4名の方にお引き受けいただいて、11名でこの審議						
	会を運営しております。						
	さて、今年に入りましてご存じのとおり新型コロナウイルス感染症の影						
	響を受け、区立施設だけではありませんが、特に区で言えば区立施設の休						
	業に伴いまして、公演や展示会、様々な活動が中止され、特に文化・芸術						
	活動についても活動されている方、活動の場を提供されている方々の機会						
	が多く失われました。						
	区では、この文化・芸術活動を発信する場や活動する場、活動する人た						
	ちを守って、何より区民の方が安心して、今までのように芸術活動に親し						
	めるように、国の地方創生臨時交付金を活用して、6月の区議会臨時会に						
	おいて補正予算を組み、「すぎなみアート応援事業」を立ち上げました。						
	これは、この審議会で助成の審議をしていただいていた文化・芸術活動						
	助成金というものがありますが、これを拡充いたしまして、より広						

り多くの方に活用いただいて、今まで行ってきた芸術の場、活動を守って

いきたいというもので、要綱についても新たに制定いたしました。詳しい ことにつきましては、後ほど部会を設置してご審議いただく予定となって ございます。本日の次第にもありますので、次第3で事務局からご説明い たします。

続いて、杉並区では8月下旬から「基本構想」を新たに策定するための 取組を進めてまいります。現在の基本構想は平成23年度に策定し、10 年間ということで令和3年度までの計画となっており、来年度で最後の周 期となることから、新しい基本構想に向けた新基本構想審議会を立ち上げ て、検討していくことになっています。

現基本構想においては、文化・芸術振興について目標 5「人を育み共につながる心豊かなまち」の中で「文化・芸術や生涯学習・スポーツに親しむ環境と仕組みづくりが進んでいる」ことを目標の1つに掲げていますので、当審議会においては、目標としている取組について振り返りつつ、基本構想審議会での進捗状況をこの審議会で皆様にお伝えしながら、今年度の審議会を通して委員の皆様の活発なご意見を頂戴して、必要な意見について、この新しい基本構想審議会に伝えてまいりたいと考えています。

今後ともよろしくお願いいたします。

#### 文化・交流課長

これより、次第に沿って進行いたします。

最初に審議会委員の委嘱状の交付でございます。本来でしたら委員の皆様1人1人にお渡しするところでございますが、時間の都合等もございま すので席上配付とすることをご了承ください。

続きまして、ご出席の委員の皆様のご紹介に移りたいと存じます。紹介は自己紹介ということで、文化・芸術振興審議会への意気込みや意向などを含めて、簡単に1分程度で菊地委員から委員名簿に沿って自己紹介を頂ければと存じます。

#### 委員

杉並公会堂の館長をしております菊地でございます。よろしくお願いいたします。前期に引き続き、委員に任命いただきました。先ほどもご案内ございましたが、現在コロナウイルスの感染拡大のために、文化が非常に閉ざされてしまっている状況で、何とかしなければいけないと考えております。

微力ではございますが、杉並区の文化・芸術振興のために少しでも力に なればと考えています。ぜひよろしくお願いいたします。

#### 委員

日本フィルハーモニー交響楽団の後藤でございます。日頃日本フィルは 杉並の皆様にご支援いただきまして、こういう活動ができていることに感 謝を申し上げます。

我々もそうですが、今文化というものが日本の中でどういう存在だった のかということを改めて、いい意味でも悪い意味でも考え直す時期が来て いる。それに我々がどのように取り組んでいかなければいけないかという ことが、本当に大事になってくるのを痛感しています。

T							
	微力ながら、杉並の文化の発展のために力を注ぎたいと思いますので、						
	どうぞよろしくお願いいたします。						
文化・交流課長	小林信恵委員、お願いいたします。 						
委員	地元杉並区の女子美術大学から参りました小林でございます。どうぞよ						
	ろしくお願いいたします。						
	若い力でアートを創って何とかと思いますが、その若い力がみんな自宅						
	、オンライン授業等で、1日も早く大学に通いたいという声もたくさん						
	聞いていますが、なかなかそうもいかず、頑張っている学生たちもぜひ参						
	加できる形で協力させていただけたら本当に幸いでございます。どうぞよ						
	ろしくお願いいたします。						
文化・交流課長	佐藤委員、お願いいたします。						
委員	杉並芸術会館 座・高円寺の芸術監督をしております佐藤信です。先週						
	末に座・高円寺では可能な限りの対策を取って、子どもたちのための「ピ						
	ン・ポン」という芝居を全体で6回上演いたしました。						
	やってみてスタッフ、それからもちろんおいでいただいたお客様も大変						
	だったのですが、上演している1時間、周りのことを忘れて過ごすという						
	のが、こういうときにどんなに大事なことかということを改めて思いまし						
	た。						
	こういう時期ですので、文化・芸術という概念をなるべく広く捉えて、						
	従来の活動に捉われずに何とか工夫しながらやっていきたいと思います						
	ので、ぜひ皆さんのお知恵も拝借しながらやっていきたいと思っていま						
	す。どうぞよろしくお願いいたします。						
文化・交流課長	服部委員、お願いいたします。						
委員	杉並区文化団体連合会の会長をしております服部でございます。杉並区						
	は田中良区長が全国に先駆けて発熱外来センターを4つも造っていただ						
	   きまして、20億円以上の大変なお金を出していただいて、もうこれで杉						
	   並区はお金がないと思っていたら、今度はアートの応援事業をするという						
	   ことで大変感動しております。						
	杉並区総合文化祭は今年中止になりましたが、その空いたところにやろ						
	│ │うということで、文化団体連合会として3グループが応募しております。						
	   杉並区長が、文化にこれだけの支援をしていただけるとは思いませんでし						
	た。大変ありがたく思っております。						
文化・交流課長	************************************						
委員	日本芸能実演家団体協議会の米屋と申します。						
	通称芸団協と言っていますが、演劇・音楽・舞踊・演芸など、実演芸術						
	の分野の専門団体を会員とするところで、このコロナの影響で会員内外、						
	   みんな大変な目に遭っていますが、文化・芸術だけではなく世の中全体が						
	│ │大変なときで、いろいろな意味で大変な時期にこの場に関わらせていただ						
	くということで、責任を痛感しております。どうぞよろしくお願いいたし						
	ます。						
L	L						

文化・交流課長	小林真理委員、お願いいたします。						
委員	東京大学の小林でございます。どうぞよろしくお願いします。						
	私はふだん、自治体の文化行政や文化政策を研究していまして、様々な						
	地域で基本構想や基本指針などの作成に関わってきました。						
	杉並区では初めてこのようなお仕事をさせていただきますが、私にとっ						
	て杉並区はとても親しみのあるところで、多分私が生まれて初めてコン						
	   サートを経験したのは、旧杉並公会堂に武蔵野市の学校が、みんなでコン						
	サートを聞きに行くというのが最初だったと思います。						
	ふだんは西荻窪から大学に通っていますので、杉並区には特別な思いか						
	りまして、そういう意味では今期このような形で関わらせていただける						
	のをとても幸せに思っています。頑張りますので、よろしくお願いします。						
文化・交流課長							
委員	跡見学園女子大学の曽田修司と申します。よろしくお願いいたします。						
	この審議会は、過去何期か会長をさせていただいておりまして、助成金						
	の審査等、いろいろ関わらせていただいて、様々な試みを芸術・文化振興						
	のためにされているということで、私自身が関わらせていただいて勉強に						
	もなっています。						
	このたび、コロナの関係での緊急支援に関しても独創的な、ほかではな						
	いやり方で機動的に、あるいは対象を広げるような助成金を作って実施さ						
	れたということが、非常によい例ではないかと思っています。						
	今後とも、お役に立てる部分ではぜひしていきたいと思っていますの						
	で、どうぞよろしくお願いいたします。						
文化・交流課長	高委員、お願いいたします。						
委員	ジェイコム東京の髙と申します。こういったコロナの大変なときは自粛						
	するだけではなく、いかに創意的にアートや文化を発信していくのかとい						
	うのが非常に大切なときだと思っていて、杉並区のすぎなみアート応援事						
	業などは1つの典型だと思っています。						
	私どもとしても、地域密着で文化やアートを地域の皆様にお伝えしてい						
	く役割を果たしていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願い申						
	し上げます。 						
文化・交流課長	谷原委員、お願いいたします。 						
委員	学校地域コーディネーターをしております谷原と申します。よろしくお						
	願いいたします。学校現場と地域の人材を結ぶ役目をしております。						
	担当している小学校では、毎年夏休みに体育館で段ボールアートを作る						
	イベントをしていますが、今年はもちろん中止になりました。しかし、子						
	どもが段ボールを持って帰って家でやりたいと提案があったので、急遽大						
	きな段ボールを入手して、今日はそれを子どもたちが抱えて帰っていました。このコートは仏については、スパオオオは歴史性がよるより						
	た。このコロナ時代については、子どもたちは順応性があると思っています。						
	す。何か応援できたらと感じております。どうぞよろしくお願いいたしま   +						
	す。						

<b>立</b>	写理禾昌 お願いいたします					
文化・交流課長	富澤委員、お願いいたします。   東京京田大阪波はいたります。					
委員	東京高円寺阿波おどり振興協会の冨澤と申します。よろしくお願いいた					
	します。					
	今年、本来であれば第64回の阿波踊り大会が開かれ、1万人の踊り子					
	と100万人のお客様で高円寺が歓声に包まれるはずでしたが、4月の終したのによりました。					
	わりに中止を決定しました。					
	阿波踊りは地域に寄り添うことが基本でございます。今年は中止になり オトナギ、					
	ましたが、何とか地域に寄り添って、地域の情報を発信し続けたいと考え					
	ております。					
	それから、アフターコロナを見据えてウイズコロナの時期だからこそで					
	きること、今であればこそ取り下げたり、幅広く知見を広げたりというこ					
	ともできるのではないかと思っています。					
	皆さんと一緒になってコロナを乗り切って、アフターコロナのときによります。サンストランと話ができればい思っています。トスレスな際					
	り大きな実りが出るようなお話ができればと思っています。よろしくお願し、いたします					
本//。 表法無 E	いいたします。   自己紹介ありがとうございました。					
文化・交流課長						
之//。 <del>之</del> /// 甲 戸	2 会長の選出、副会長の指名					
文化・交流課長						
	お手元の資料3「杉並区文化・芸術振興審議会条例」の第4条第1					
	規定を御覧ください。規定では、会長は委員の互選による選出となってご					
	ざいますが、どなたか会長に立候補する方、またはご推薦する方がいらっ					
	しゃいますか。事務局から曽田委員をご推薦したいと思いますが、いかでしょうか。よるしいでしょうか。					
	でしょうか。よろしいでしょうか。 					
之//。 <del>之</del> /// 甲 戸	(拍手)					
文化・交流課長	拍手でご確認できましたので、曽田委員を本審議会の会長に決定いたし					
	ます。					
	会長、お席にご移動の上、簡単にご挨拶をお願いいたします。					
	(曽田委員、会長席へ移動)					
会長	失礼いたします。会長にご指名いただきました曽田と申します。よろし					
	くお願いいたします。					
	先ほどもお話をしかけましたが、前期と比べて非常に様変わりした状況					
	ですが、困ったではなく、あちこちで既に取組が行われていることから、					
	いかにいいところを見つけて延ばしていくか、あるいは互いに競って可能					
	性を伸ばしていく工夫が問われている時期と思いますので、ぜひ議論も活					
구기, <u>구</u> 가== =	発にお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。					
文化・交流課長	これ以降の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。					
会長	では次第に従いまして、次に副会長の指名を行いたいと思います。					
	審議会条例第4条第3項の規定に副会長を1人置くとあります。私から					
	指名させていただければと思います。					

後藤委員にお願いし、一緒に審議会を運営したいと思います。皆様、。							
	ろしいでしょうか。 						
(拍手)							
会長では委員、席の移動をお願いいたします。							
	(後藤委員、副会長席へ移動)						
3 すぎなみアート応援事業について							
会長	それでは、次第3「すぎなみアート応援事業について」、事務局からご						
<b>キル おお</b> 用 目	説明をお願いいたします。						
文化・交流課長	資料4を御覧ください。先ほど皆様の自己紹介で、すぎなみアート応援						
	事業のことはご存じということもあり、概要は省略して、新しい芸術鑑賞						
	様式の支援ということで「活動を守る取組」、文化・芸術発信の場、継続						
	給付金の支給、「場を守る取組」と、あとは日本フィルハーモニー交響楽						
	団への支援という3本立てとなっています。						
	今の実績ですが、「活動を守る取組」は第1期が明日の締切りとなって						
	おりますが、申請の件数としては現在、200件近く来ております。60						
	0件のうちの200件ということで来ている段階ですが、申請の時期につ						
	きましては、当初第1期、第2期という2段階方式を考えておりました。						
	第1期の募集は10月末までの事業を対象にしていましたが、11月1						
	日以降の事業につきましても、実際やり取りをしている中で、もう少し早						
	く助成の決定があると良いというお声もあり、今回第2期の助成期間を増						
	やして、かつ分割する形でこまめに助成金の決定をすることで、事業活動						
	をする方が事業の見通しが立てやすいのではないかということで、スケ						
ジュールを3分割しています。							
	活動の支援について、この後の部会にて審査を行っていただくことにな						
	りますが、助成金審査部会で審査いただいた上で、最終的に交付決定とい						
	う流れになっています。その際、次の3点を中心に審査いただくことを想						
	定しております。						
	1点目が、区民等が安心して芸術を鑑賞できるよう、3密対策等の感染						
	防止策を講じて実施しているか。この時期ですので、コロナウイルス対策						
	が基本にあるかなと。実際に申請いただいている方とやり取りをしていま						
	すと、実施するのが恐いというお声もよく聞きます。申請は出したいが、						
	実際にクラスターが起きてしまったら恐いということで申請をちゅう						
	ちょされている方もいらっしゃいますので、活動される方は本当に注意深						
	く実施しなければいけないと感じております。						
	2点目は、ホームページやチラシ等を活用して広く区民等に周知し、区						
	民等の鑑賞または参加の機会等を提供しているかということで、内輪だけ						
	の発表会などではなく、広くいろいろな方が見られるという大前提のもと						
	に公演活動等をしてほしいということでございます。						
3点目が、区民等に対する文化・芸術活動としての継続性が見込む							
	かということで、今回一過性で、30万円をもらえるだけのために行うと						
L	l .						

<u> </u>	いうことではなく、今回助成した後も継続して事業をしていただくという
	視点が必要なのかなというところで、こちらも審査の項目に入れておりま   、
	to
	「杉並区新しい芸術鑑賞様式助成金審査部会」につきましては、本日の
	審議会終了後に1回行い、第2回目は、来週8月7日金曜日6時から予定
	してございますので、この後指名される部会員の方につきましては、お手
	数ですがご出席賜りますようお願い申し上げます。
	説明は以上となります。本日お集まりいただきました委員の皆様から、
	それぞれのお立場・分野でのコロナ禍における文化・芸術活動に関する状
	況など、先ほど自己紹介で一部伺いましたが、もう少しご自身のお立場・
	分野の中からご発言等いただければ幸いに存じます。
	以上でございます。
会長	ただいま文化・交流課長からお話がありましたが、昨年までと非常に違
	   う状況で皆さん活動されており、周りの活動を見聞きされていると思いま
	   す。本審議会の議論の参考にもなる形でお話を頂ければと思いますので、
	   簡単にお願いしたいのですが、近況・現況をお話しいただければと思いま
	す。
委員	
	大きく分かれて2つのお客様がいらっしゃいます。1つはプロのお客
	   様、それを主業とされていらっしゃる方。それから、ご趣味で、アマチュ
	   アでやっていらっしゃる団体・個人の方。考え方が大きく分かれているよ
	うに感じています。
	プロの方は、何とかやっていきたい。自分の活動を通して、皆さんの心
	   を少しでも温めてあげたいという印象で、比較的前向きに捉えられていま
	│ │す。その方たちは、どうやって感染対策を図っていくかということに気を
	つけていらっしゃると思います。
	アマチュアの方は、どちらかというと厳しいかなみたいなお話が非常に
	強いです。何とかやりませんかみたいなお話をしても、前向きな話がなか
	なか出てこない。その1つに、合唱などの演目によるところもそうですし、
	オーケストラの練習なども、練習ができていない。要するに練習の場がな
	いのですと。
	現在では、来年の3月ぐらいまでの公演をキャンセルされている方がい
	らっしゃる。そういう方たちも含めて、今後どうなってしまうのだろうと
	いうところは非常に強く危機感を感じていて、コロナをきっかけにもうや
	めようという団体もいらっしゃいます。
 会長	非常に特徴的なご報告を頂きました。ありがとうございます。
	では、副会長お願いします。
副会長	日本フィルは2月末からずっと演奏活動は中止です。自主公演も受託公
	演も中止で、6月にようやく無観客のライブ配信をサントリーホールで
I	│行ったのが始まりで、7月に入ってからはお客様をお迎えして、10~1

1日の定期演奏会、それと今日もやっていますが、徐々にコンサートを始めています。

一番注意しなければいけないのは、我々楽員とお客様の対策、これは共通しているところもありますが、万全を期していても非常に難しい、細かいところまでやらなければいけないガイドラインもあるので、実際は本当に大変です。何かやろうとすると、今までの数十倍の神経を使わなければいけないということがある。

あと、お客様をお迎えしてからホールとの関係、無観客だと舞台だけですが、お客様を入れるとホールとの関係というか、例えば杉並公会堂だと杉並公会堂のガイドラインもあり、一番大事なのはホールとの連携をしっかりやっていかないと、安心してお客様をお迎えできないというのが、どのホールともそこが一番大変かなと思っています。

楽員もそうですが、このコロナに関してはかなり神経質になっていまして、いまだに電車に乗ってこないという楽員もいますし、今は入場制限で50%の制限ですが、我々は50%だから多分いっぱいになるだろうと思っていたら、実際はお客様も出かけることに関して慎重で、出足も思っていたほどはよくない。

今後そういうことも含めて、どういうふうに場を提供していくかという ことが一番の課題だと思っています。

会長

引き続き、お願いします。

委員

私どもは地元にいつもお世話になっていますが、学生がほかの大学と同じく4月の入学式も取りやめまして、一度も学校の中に入ることもなく、授業はオンラインで行っているということで、7月に入ってから少しずつ対面授業を始めましょうということで、少し始まっていますが、それでも卒業制作の人のみとか、それから人数も大学に何人来ます、誰が来ます、どこの教室を使いますということを全て報告して、授業が終わった後も報告をする。教員は、当然ですがその後消毒なども手伝うという状況です。

学生自体も、本来であれば友達と話しながら授業を受け、新しく友達作りができる場であるところが、今は1人で家で、対面授業自体は美大ですが何とか、今時のお子さんたちなのでパソコンを持っていて、パソコンが駄目ならタブレットということで、授業は何とか5月から滞りなく進んでいます。

そして、大学からキットみたいなもの、家では手に入らない道具類を送って、それを教員が目の前でリアルタイムでやってみせて授業を行っていますが、自宅なので大きなものは作れず、そういうところが学生にとっては非常にストレスになっているのかなと。

先ほどもお話があったように、2月から一歩も家から出ていないという 学生も結構いて、恐くて仕方がないと。それから、地方の学生はちょうど 春休みで自宅に帰っていたので、まだ地方にいます。でも下宿代は払って います。ここに来て親御さんからどうしたらいいですか、後期もオンライ

ンと決まるなら、下宿は解約したい。当然の話と思いますが、その後期の ことも、本学でも全体や国の状況などを見ながら決めるので、日々変わっ ていきますから、まだ決定していない。 アルバイトにも行けない、だから材料費なども稼げない。さっき言った、 どうやって若い力をこういったところに、どういう形にすれば集結できる のか。 声をかければやりたい子はいつもたくさんいますが、今回に限っては声 をかけるのはちょっと、インターネット上なのかとか、そういったことを これから考えて、皆さんのお知恵をお借りしながら協力できればと思って います。どうぞよろしくお願いします。 影響を受けていないところはありませんので、お立場が変われば全部影 会長 響の中身が違ってくるのがよく分かるご報告を頂きました。ありがとうご ざいました。 引き続き、お願いします。 委員 座・高円寺では、この感染症拡大が起きてから3段階のフェーズを組ん でいます。 第1フェーズは、区から施設に休業要請があって閉めた。このときはま だ、感染症対策というよりは閉めたことにより、利用者が公演直前だった 団体があったので、その補償問題や今後休館中に何をするかということ で、取りあえず第1フェーズではまず体制づくりみたいなことをしまし た。 そこで決めたことは、とにかく閉めていても活動を停止するのはよそう と。地域の劇場ということもあるので、実際に入っていただくことはでき ないけれども、どんなことができるかということで幾つか事業を考えまし た。

1つは、レストランが少し在庫を抱えていたところから始まった、地域の子どもさんたちへお昼の給食を30食ばかり劇場の前に出す。それからブルーの缶バッジを作って、医療関係者等への感謝バッジとして配布する。座・高円寺は主に子どもとの関りを持っていますので、子どもさんたちへ情報を発信する。後半は、劇場を青く染めるライトアップも行っています。

それを基本的には職員の手だけでやっていました。と同時に、取りあえずまず職員が感染しないという体制で、館内のいろいろな動き方や消毒のルールを作って、その次の第2段階で、今度は開いた後どういうふうにオペレーションするかというガイドライン作りが第2フェーズでした。

実際に開いたとき、実は都内の新宿の民間劇場でクラスターが起こって、そのまま第2フェーズの感染症対策で開けるつもりでしたが、第3フェーズに上げて、劇場で起こり得るという前提で、起きたらどうするかというフェーズに切り替えて今は運営をしています。

起きたらどうするかということについては幾つかありますが、情報管理

の問題や、どういうふうにその後オペレーションしていくかということに ついて、セクションごとにガイドラインを作り直して、起こり得るという 前提のガイドラインに切り替えて、今はオペレーションをしています。 子ども向けの芝居を開催するときに、全員、参加の俳優とスタッフにP CR検査を受けさせましたが、おかげさまで杉並区における病院では、地 域の病院に行って申し込めば検査をしていただける、これは本当にありが たかった。ほかの劇場は、全国の情報を集めていますが、やろうとしても まず検査そのものが受けられないという状態のところが圧倒的に多い。で すから、杉並の医療についてはそのときに恩恵を感じました。すぐに行っ て、直前に受けないと意味がないと思ったので、ぎりぎりのところでお願 いしましたが、できたということがあります。 現在は、先ほどもお話ししましたように貸館、もうすぐ阿波おどりの方 たちも使い始めますが、これは利用者と施設が協力してやらなければ解決 しないということを利用者の方たちにお願いして、管理者が一方的に細か いルールを決めていくというよりも意識を共有しよう、起こさないことが 活動を続けていくことだから、お互いに少しずつ譲り合いながらやりま しょうということで。 開けたときに客席が寂しくなるので、段ボールで人型を作って、1つお きに並べるということをやった。それを子どもたちに劇場の前で絵を描い てもらったり、スタッフが作ったりました。 これをフェイスブックで紹介したらちょっと広まって、松本の劇場で やって、映画館などでも空いている席にスターの写真を張って、誰の隣で 見られますとかということをやっていて、実際に子どもたちが入ってくる とにぎやかで、子どもはどの隣に座るかをすごく楽しんでくれたので、や れてよかったと思っています。 以上です。 会長 いろいろ参考になるお話をありがとうございました。 引き続き、お願いします。 委員 杉並区文化団体連合会は、毎年9~10月にセシオンで杉並区総合文化 祭を行っています。舞台部門、展示部門、公演部門とありますが、6月の 文化団体連合会の総会で、今年の9月、10月は無理だろうということで 中止が決定いたしました。 30万円の助成金の話が出ましたので、3団体、杉並区アマ美連盟と、 杉並区書道連盟、杉並区内に在住のプロの作家たちがセシオンで最終日に 美術作品展をやっていますが、その美術家の人たちその3団体が書類を作 りました。 ありがとうございました。助成金の審査部会がこの後ありますので、そ 会長 こでご説明があると思います。後で部会員に決まったお方は、その情報を もとにご審議いただければと思います。 では、続きましてお願いします。

委員	私どもは新宿区の廃校をお借りして、パフォーミングアーツのけいこ場
	として運営しておりまして、それを4月中旬から2カ月ほど臨時休館しま
	した。今年は大赤字になるわけですが、利用料を返却するとかそういった
	ことを、閉館しているが手間はいっぱいあり、多分キャンセル料などいろ
	いろとあったと思います。
	その一方、今度は再開に向けてどういう手順でやったら安全に再開でき
	るかということでいろいろ腐心しまして、貸館の運営に関しては、多分似
	たようなことをしていると思いますが、3月以降会員がどういう状況にあ
	るか、演劇界はどうか、音楽界はどうかという情報収集がここのところほ
	とんど中心の仕事で、それに応じて文化庁に働きかけたりしていたのが、
	3~5月でした。
	そういう中で、フリーランスの人たちがどうもらえるかということも、
	情報提供やそういったことと、それから委員の中にもご発表があったよう
	に、公演の再開に向けてどうしているかという情報交換を促進していて、
	コロナになってメリットだったと思うのは、皆さんもお気づきだと思いま
	すが、Zoomを使ったオンライン会議がすごく手軽にできるようになっ
	て、今まで抵抗感があった方もそれしか手段がないという形で、これをや
	りますと海外もですが、日本全国の人と移動なしで会話ができ、各地の人
	との情報交換をオンライン上でできるというのがあり、そういったものを
	使いながら、専門家同士の情報交換の促進もやっています。
	その中で今話題になっているのが、PCR検査をいかに安く頻繁にやれ
	る状況を作れるかどうか、この当たりが一番の課題と思います。
<del></del> 会長	いろいろなお立場で試行錯誤をされているということは私も聞いてお
	りますが、ご報告ありがとうございました。
	続いてお願いします。
<del></del> 委員	どういうお話をすればいいか分かりませんが、私も自分の研究室で自治
	体の文化行政の様々な情報を集める活動をしていまして、それを今回のコ
	ロナ関係の様々な支援策を広く知ってもらうために、そういうサイトをす
	ぐ立ち上げました。
	ぐ立ち上げました。 最初は、文化行政はどんなことをやっているのか、いろいろな自治体の
	最初は、文化行政はどんなことをやっているのか、いろいろな自治体の
	最初は、文化行政はどんなことをやっているのか、いろいろな自治体の 情報を比較するために作ろうと思って、アーカイブしていくことを考えて
	最初は、文化行政はどんなことをやっているのか、いろいろな自治体の情報を比較するために作ろうと思って、アーカイブしていくことを考えていました。ですが、この状況なのでとにかくコロナの問題ということで1
	最初は、文化行政はどんなことをやっているのか、いろいろな自治体の情報を比較するために作ろうと思って、アーカイブしていくことを考えていました。ですが、この状況なのでとにかくコロナの問題ということで1週間に一度は必ず、最初の頃は毎日のように更新していましたが、現在も情報を出しています。
	最初は、文化行政はどんなことをやっているのか、いろいろな自治体の情報を比較するために作ろうと思って、アーカイブしていくことを考えていました。ですが、この状況なのでとにかくコロナの問題ということで1週間に一度は必ず、最初の頃は毎日のように更新していましたが、現在も情報を出しています。 その中で杉並区が支援金を出しているのはすごいことで、ほかに与える
	最初は、文化行政はどんなことをやっているのか、いろいろな自治体の情報を比較するために作ろうと思って、アーカイブしていくことを考えていました。ですが、この状況なのでとにかくコロナの問題ということで1週間に一度は必ず、最初の頃は毎日のように更新していましたが、現在も情報を出しています。 その中で杉並区が支援金を出しているのはすごいことで、ほかに与える影響は大きいだろうと思っていますが、今日私は午前中、日本海側の自治
	最初は、文化行政はどんなことをやっているのか、いろいろな自治体の情報を比較するために作ろうと思って、アーカイブしていくことを考えていました。ですが、この状況なのでとにかくコロナの問題ということで1週間に一度は必ず、最初の頃は毎日のように更新していましたが、現在も情報を出しています。 その中で杉並区が支援金を出しているのはすごいことで、ほかに与える

たいというのがあって、できるだけそれに応えるという形で自治体も支援

をしていこうとしている。ただ、アマチュアの人たちが活動をすごく恐がっていて、実際そうだと思います。私自身も自分でアマチュア活動をしていて、それからコンサートも大変好きで、年間100本ぐらいに行きます。

日本フィルさんではありませんが、東京交響楽団が最初にサントリーホールにやったときに伺いました。単純に聴きに行くという立場でも、意外とすごく神経質になってしまうというのがありまして、何がすごく神経質にさせるかというと、みんながマスクをして座っているということが安心できないのです。せっかく音楽を聞きに来たのに没入できないという、そこがとても残念に思い、結局それ以来行かない状況になっています。

活動してくださいという形はすごくいいと思いますが、非常に心理的なハードルがある。まして感染者数がまた増えている、今日の東京都は300人超えになりましたが、そうなったときに、こういう使い方でいいのかはちょっと、使ってもらい方、先ほど他の委員さんからも国の支援金のあり方に対する情報がありましたが、どうすれば一番有効に使えるのかというのは、少し考えてもいいのかなと思いました。

というのは、我慢するということではありませんが、今こそ何か考えてもいいような気もしていて、そのことに、先ほどもありましたが、アフターコロナになることを絶対に信じて、どう動けるかのための何かでもいいと思いました。

以上です。

会長

私も順番ですので少しだけ話しますと、大学の立場ではインターンシップが中止になったのが大きな話です。それからオンライン授業になったのも大きいです。

それから大学ではなく、私は国際演劇協会日本センターという非営利の 演劇団体の役員もしていますが、小なりといえどもいろいろな公演の企画 をしておりまして、6月、8月、12月、2月と企画がありますが、それ ぞれフェーズが違いまして、6月はキャンセルしたことによる対応をどう するか。

8月についても同じことで全部中止になりましたので、その保証をする側と、助成金の補助金を受ける側と両方をしなければならないということと、12月と来年2月については東京芸術劇場とせんがわ劇場ですが、ドラマリーディングをしようとしていて、無観客になるのか配信になるのか、あるいはPCR検査を出演者には全員受けてもらわないといけないのではないか。それが補助金の対象になるのかみたいな、日々いろいろな情報が必要になって、正確かどうかも含めて確認に追われている状況でございました。

続きましてお願いします。

委員

先ほどからお話があるように、皆さん自主的なところでも足が止まっている中に、地域というか、町場の中で何かをやろうとするとセーブをかけ

るような、暗黙の自粛の輪みたいなものがあります。

これは、いろいろなイベントをしようとしても、区が応援事業をして、 それを活用しようとしても、阿波踊りも七夕も中止なのに、どうしてやる のかというのがフェイスブックに出てきたりとか、地域にも様々な意見が あり、文化をどういうふうに展開していくのかを、さらに考える必要があ る気がします。

イタリアで日本人の歌手がビルの上から演奏して、文化のすばらしさ、 日本では、ブルーインパルスにみんな感動したと言っていましたが、文化 とは何かを、我々が皆様に投げかけたものがあるのか、その辺が少し、こ れからの課題というのが1つではないかと思います。

それとあと1つは、ウェブに走るのはいいですが、それをつなぐ間の、少しでも、生の芸術、音楽などに住民がつながっていく。それをどういうふうにして創っていくのかというのがこれからの課題であると思います。 せっかくこういった事業がありますから、そこでどう生かすかが課題と

会長

重要な視点をご指摘いただきまして、ありがとうございました。続いてお願いします。

いう感じがしています。

委員

昨年のこの審議会では、今日のような日に審議会を開くことは夢にも 思っておらず、日本中今日は東京オリンピックで、見に行かないまでもテ レビにかじりついて、審議会をやっている場合ではなかったのではないか と思います。

子どもたちの様子を見ていても、区内は8月1日から23日が夏休みになります。学校のプールもありません。地域のお祭りもありません。この自粛でGoToキャンペーンは東京は除外なので、家族と旅行に行くことも多分ないだろうという夏休みを、東京オリンピックのない2020を過ごすことになっています。

今回すごく早くこのような支援策を打ち出したということで、正しく恐れながらも、子どもたちや親子、いろいろな方々が触れられる芸術がきちんと運営されるところにお金を落としていくのはすごくいいことだと感じています。

ただ、今おっしゃったみたいに、どう対処したらいいのか分からない部分が非常に多いので、せっかくいい支援策が上がっていますので、小さな団体からすると、助成金はもらったが感染者数が増えたら中止せざるを得ない事態とか、多分二転三転する状態が出てくると思いますので、これまでにない、枠組みからややはみ出るケースがあったとしても、助成金のあり方に関しては迅速にお金が出てほしいというのが1つと、柔軟に、例えばチケットの払い戻しをどうするのかということで窮してしまう場面は多々あると思いますので、柔軟性を持った対応ができる助成金のあり方があるということが、アフターコロナのときに大切な杉並区の文化・芸術の財産が残っている手法ではないかと感じています。

1					
	以上です。 				
会長	具体的なご提案もあり、その通りだと思います。				
	引き続き、お願いします。				
委員	最初に、我々の日常的な活動から少しお話をしたいと思います。				
	一番の主な仕事は、阿波おどりの本大会。今年で言うと、8月22日と				
	23日の開催です。そのほかにも、現在毎月平均すると5回から10回、				
	インバウンドでいらっしゃった外国人のお客様、これは東京観光財団と連				
	携いたしまして、インセンティブ旅行や各学会後のパーティー等に踊り子				
	を派遣する事業も行っていました。				
	これが毎年盛んになってきまして、昨年のラグビーワールドカップ準決				
	勝後から始まり、今年はオリンピックの開催期間中、連日100人規模の				
	踊り子を関係者の行事に派遣することも予定されていました。こうしたこ				
	とが全てなくなってしまったのが現状でございます。				
	先ほど来お話がありましたように、プロとアマチュアとの間ではいろい				
	ろな意味での感覚的な差があると思っています。踊り子は高円寺を中心と				
	して約3,000人、我々の傘下にいます。その中で、意識としてはほぼ				
	セミプロに近いと言っていいと思っています。				
	ただ、その中でも2月下旬からコロナの感染症の流行がどんどん拡大し				
	ていく中で、練習することもはばかられる状況が続いておりました。現状、				
	8月1日から座・高円寺の中にある阿波おどりホールで練習再開というこ				
	とで調整をしています。				
	我々にとって非常に幸運なことは、劇場側が万全の体制を既に敷いてく				
	ださっているということです。我々が対策する前から劇場ではサーモカメ				
	ラ導入、それから体温が高い人には改めて体温計で計測する。これはス				
	タッフが常駐してくれています。足の裏の消毒もそこで行う。館の中の至				
	る所に消毒薬があって手指の消毒も行う。				
	我々は独自にガイドラインも作りまして、阿波おどりホールは定員が約				
	130人です。ただ、阿波おどりはほぼスポーツに近いので、スポーツを				
	するときに1人何平米の広さが必要なのか、安全なのかを割り出して、そ				
	の中で30人だろうと思います。				
	先ほど申し上げたように、阿波おどりはもともと地域を活性化するため				
	に始まったものです。やはり地域に寄り添っていこうということで、ケー				
	ブルテレビのジェイコムさんと連携して8月22日、その前の4日間もあ				
	りますがアーカイブの映像と、今までは踊りの紹介だったのですが、こう				
	いう時期だからこそ踊り子が地域に元気を発信しようということで、踊り				
	子が地域を回ってそこの紹介をしたり、大会の来賓の方からメッセージを				
	いただくことを含めて、阿波おどりを通じて地域の価値観を高める。こう				
	いうときだからこそお互いに寄り添っていこうということで、番組の企				
	画・制作を進めています。				
Í.					

それともう1つは、阿波おどりを開催するのに地元のスタッフ、商店会、

町内会、外部の大学生を中心としたボランティアスタッフ、この大学生を中心としたボランティアスタッフが1日約250名、2日で500名来てくれますが、この子たちのモチベーションをどのように維持したらいいのかが大きな問題となっています。

大学生は卒業していってしまうので、1年間空いてしまうと難しいという思いがあり、大学も先ほど来先生方がお話のようにほとんどオンライン授業で、秋学期以降もオンライン授業だと。学園祭もオンラインで行うことを伺っており、こちらに集まるのは難しいですが、最初の取組として広い空間でやろうということで、次の日曜日に新宿御苑会議をしようではないかということで、新宿御苑の芝生の上で20人ぐらい、間隔をとりながら会合して、今年できることをきちんと刻んでいくことを相談する第一歩にしたいと考えています。

#### 会長

非常に様々な事柄について皆さんからご報告を頂きましたが、文化・交 流課長から何かお気づきになった点があれば。

#### 文化・交流課長

委員の皆様それぞれのお立場、分野で奮闘されていることがよく分かり ました。ありがとうございました。

この「すぎなみアート応援事業」ですが、政策決定のプロセスの中で、 当然ながら様々な議論があり、補正予算ということで議会にも諮って可決 されたものですが、その中で後押しをしてくれる声もたくさんありました が、逆に文化・芸術支援について、なぜここでするのか。生活困窮者に対 しての直接的支援がもっと必要ではないかとのお声もあって、あとはこの 事業を構築するに当たってほかの自治体や諸外国の政策も調べましたが、 日本における文化・芸術に対する施策が出ると、割と厳しい声もインター ネット上に散見されていましたので、文化・芸術の意義をすごく問われて いるのを、政策決定のプロセスを通じて感じています。

緊急事態宣言が出された4~5月の2カ月間、この間に音楽を聞かなかったとか、映像等を一切見なかったという人は、あまりいないのではないかと思っていますが、コロナの時期だからこそステイホームで、文化・芸術に触れる機会は多分たくさんあったと思いますので、それを表立って必要だとか、文化・芸術の美しさを表現していくことが非常に重要かなと私は思っています。

冒頭、地域活性化担当部長からも基本構想の話が出ましたが、令和4年度から10年間の新しい基本構想ということで今まさに動き始めていますが、文化・芸術分野についての、コロナ禍だから感じた価値や美しさなどを盛り込んでいけるようなことを、この文化・芸術振興審議会の中でも、先ほど皆様からご議論いただいたこと等をヒントにしながら、年間を通じて意見・アドバイス等を頂ければと思っています。

以上です。

#### 会長

次の項目に移る前に、今期第1回目の会合ですが、例年とは異なり今回 は杉並の文化資源とはどういうものかというのを、それぞれの方がどう

担っていらっしゃるか、あるいはこの時期にどういう問題が見えてきたと いうことを、情報共有するための非常に必要な意見交換の場だったのでは ないかと思っております。 今までも、提案されている議題に関してその都度議論をきちんとして、 意味づけをはっきりすることが我々の使命で、そのようにやってきたつも りですが、今回につきましてはお互いの立場を理解し、共有するというと ころが非常に必要だったと思います。 今までできていなかったということではありませんが、新しい視点でこ の会議の意義を認識することができたと私は考えています。 4 部会の設置、部会委員の指名 会長 それでは、次に進んでよろしいですか。「4 部会の設置、部会員の指 名」でございます。今年度の部会につきましては先ほど事務局から説明が ありましたが、「杉並区新しい芸術鑑賞様式助成金」の審査をすることに なります。 この部会につきましては、審議会条例第6条第2項に基づき、恐縮です が会長である私が部会員の指名をさせていただければと思っています。資 料6がお手元にお配りされていますが、5名に部会員ということでご参加 いただきまして、助成金の審査を本審議会とは別に行います。 今年度の新しい助成金に関しては、非常に機動的で幅広いという特徴が ありますので、審査の件数も非常に多いということで、本日この会議の後、 及び8月7日に会を分けて2度、続けざまの形で行われるというふうに理 解しております。 部会員としてご参加いただくようにお願いしたいと思っておりますの は、後藤委員、佐藤委員、髙委員、米屋委員、私を加えて5名ということ でございます。よろしいですか。 (拍手) 会長 ありがとうございます。 それから部会の名称が、助成金の名称が違うということで、「杉並区新 しい芸術鑑賞様式助成金審査部会」ということでございます。区内での芸 術・文化活動を安心して行っていけるよう、たくさんの方がこの制度を利 用していただければと思っております。 部会員の方につきましては、本日この会議後の部会と、8月7日の部会 への出席をお願いいたします。 5 令和2年度の審議会等スケジュールについて 会長 それでは、全体の審議会の検討事項として次第5に参ります。「令和2 年度の審議会等スケジュールについて」、事務局から説明をお願いいたし ます。 文化・交流課長 資料7「令和2年度文化・芸術振興審議会及び部会開催スケジュール (案)」を御覧ください。この文化・芸術振興審議会につきましては、第 2回目を11月下旬、3回目を3月下旬に開催する予定となっておりま

r							
	す。						
	先ほど会長から話のありました、杉並区新しい芸術鑑賞様式助成金審査						
	部会につきましては、本日この後1回目を行い、2回目を8月7日、3回						
	目を9月上旬、4回目を11月上旬、5回目を2月下旬に開催する予定で						
	ございます。						
	委員の皆様にはお忙しいところでございますが、ご出席賜りますようよ						
	ろしくお願いいたします。						
	なお、冒頭に地域活性化担当部長からも説明がありました基本構想策定						
	に向けた新基本構想審議会につきましては、8月頃に第1回を開催予定と						
	聞いていますので、改めて進捗状況等を伝えてまいりたいと存じます。						
	以上です。						
会長	ということで、本日予定されておりました審議会の議題は以上でござい						
	ますが、せっかくの機会ですので、皆様から何かご意見・ご質問などがあ						
	れば頂戴したいと思いますが、いかがですか。よろしいですか。						
	それでは皆様、ご協力ありがとうございました。						
	6 事務連絡						
会長	最後に、次第6「事務連絡」ということで、事務局から何かあればお願						
	いいたします。						
文化・交流課長	繰り返しになってしまいますが、次回の予定につきましてご説明いたし						
	ます。						
	杉並区新しい芸術鑑賞様式助成金の申請状況や、基本構想策定に向けて						
	の進捗状況についてご報告しまして、そのことに対してのご意見を頂戴で						
	きればと考えております。日程につきましては11月頃を予定しておりま						
	すので、別途ご連絡いたします。						
	次に部会についてですが、この後引き続き部会員の方にお残りいただき						
	まして、すぎなみアート応援事業の審査に入っていただければと存じま						
	す。						
	また繰り返しになりますが、2回目の部会につきましては8月7日に開						
	催予定ですので、よろしくお願いいたします。						
会長	11月の全体の審議会では、基本構想の策定に向けての報告と、それに						
	基づいての検討があるということで、本日の助成金関係とは違ったことが						
	出てまいりますので、そちらもぜひ活発なご意見を頂ければと思います。						
	では、以上で令和2年度第1回杉並区文化・芸術振興審議会を閉会いた						
	します。皆様、ご協力ありがとうございました。						
	一 閉会 一(午後7時13分)						

## 令和2年度 第1回 杉並区文化・芸術振興審議会 次第

令和2年7月30日(木) 午後6時から 区役所 教育委員会室

- 1 審議会委員の委嘱、審議会委員の紹介
- 2 会長の選出、副会長の指名
- 3 すぎなみアート応援事業について
- 4 部会の設置、部会委員の指名
- 5 令和2年度の審議会等スケジュールについて
- 6 事務連絡

## 【配布資料】

資料 1: 杉並区文化·芸術振興審議会委員名簿

資料 2: 第1回杉並区文化・芸術振興審議会 席次表

資料 3: 杉並区文化·芸術振興審議会条例

資料4: すぎなみアート応援事業

資料 5: 杉並区新しい芸術鑑賞様式助成金交付要綱

資料 6: 令和 2 年度 杉並区文化・芸術振興審議会の部会設置について (案) 資料 7: 令和 2 年度 文化・芸術振興審議会及び部会開催スケジュール

# 杉並区文化•芸術振興審議会委員名簿

(敬称略)

No.	氏名	所属等					
1	************************************	杉並公会堂館長					
2	後藤 朋俊	日本フィルハーモニー交響楽団 常務理事					
3	小林信恵	女子美術大学短期大学部 教授					
4	をう 転と 佐藤 信	演出家、杉並芸術会館(座・高円寺)芸術監督					
5	服部 洋	常 洋 杉並区文化団体連合会 会長					
6	米屋 尚子	日本芸能実演家団体協議会 実演芸術政策推進室長					
7	小林真理	東京大学大学院 人文社会系研究科教授					
8	な しゅうじ 曽田 修司	跡見学園女子大学 マネジメント学部 マネジメント学科 教授					
9	たかし かずひろ 髙 和弘	株式会社ジェイコム東京 南エリア局顧問					
10	たにはら ひろこ 谷原 博子	学校・地域コーディネーター					
11	とみざわ たけゆき 冨澤 武幸	東京高円寺阿波おどり振興協会 事務局長					

# 第1回杉並区文化・芸術振興審議会 席次表

			会長	副会長	
佐藤	信 委員				米屋 尚子 委員
菊地	一浩 委員				髙 和弘 委員
小林	信恵 委員				谷原 博子 委員
服部	洋 委員				冨澤 武幸 委員
小林	真理 委員				曽田 修司 委員
					後藤 朋俊 委員
		[			
			地域活性化担当部長	文化交流課長	

杉並区文化・芸術振興審議会条例

平成24年3月22日 条例第15号

(設置)

第1条 文化・芸術の振興に関して必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、杉並区 文化・芸術振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 審議会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。
  - (1) 文化・芸術の振興に関する重要な事項
  - (2) 文化・芸術の振興に係る活動に対する助成に関する事項
- 2 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。 (組織)
- 第3条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。
  - (1) 文化・芸術活動関係者 6人以内
  - (2) 学識経験者 2人以内
  - (3) その他区長が適当と認める者 4人以内
- 2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 審議会に副会長1人を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(部会)

- 第6条 審議会に、特定の事項について調査審議するため、部会を置くことができる。
- 2 部会の委員及び部会長は、第3条第1項に規定する委員のうちから、会長が指名する。
- 3 部会の会議は、公開とする。ただし、部会の議決があったときは、非公開とすることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、部会について必要な事項は、審議会が定める。

(委員以外の者の出席等)

第7条 審議会及び部会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて 意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和50年杉並区条例第31号)の一部 を次のように改正する。

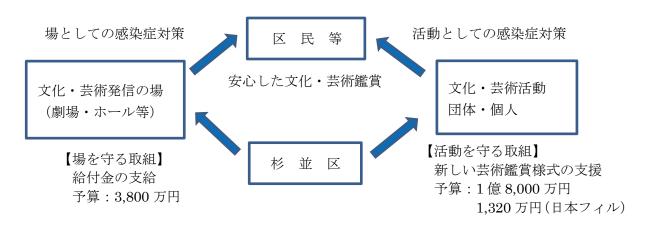
〔次のよう〕略



令和2年7月30日 文化·交流課

## すぎなみアート応援事業 ~アートを応援、アートで応援~

区の文化・芸術を発信する場や表現活動を守るため、コロナ禍においても区民が安心して 文化・芸術に親しめるよう、「すぎなみアート応援事業」を立ち上げました。



## ○新しい芸術鑑賞様式の支援 【活動を守る取組】 1億8,000万円

区内で、3密対策等の感染防止策を講じながら活動する文化・芸術事業者へ助成します。

と17代の出力が中の心木的土木と冊ではから旧勤から入れるが事業との別域であり。							
対象者	次のいずれかに該当する個人又は団体 ・杉並区内で活動実績があること ・杉並区内に在住する個人又は活動拠点を有する団体で活動実績があること ※1個人・団体につき1回申請、活動実績は平成31年4月以降						
助成額	1 事業当たり 上限 30 万円						
事業規模	600 件程度						
スケジュール	6/18~7/31       第1期募集         8月       審議会審査・助成金決定         8/17~9/4       第2期募集         9月       審議会審査・助成金決定         9/23~10/30       第3期募集         11月       審議会審査・助成金決定						

## ○文化・芸術発信の場継続給付金の支給【場を守る取組】3,800万円

感染症対策を講じながら文化・芸術を発信する区内の施設運営事業者へ給付金を支給します。

対象者	区内の劇場、ライブハウス、ホール、ギャラリー等の単独施設運営事業者 ※文化芸術基本法8~12 条に挙げられている芸術を一般公衆に鑑賞させる ことを目的とする施設(ただし、12 条は茶道、華道、書道のみ対象)
助成額	1 施設当たり (個人) 20 万円、(法人) 40 万円 ※国の持続化給付金の受給者を対象。
事業規模	100 件程度
スケジュール	6月18日~ 募集開始

## ○日本フィルハーモニー交響楽団の活動支援 1,320万円

音楽を通した区民の豊かな交流と地域文化の振興を目的に、区と日本フィルハーモニー交響楽団 (以下「日本フィル」)は平成6年7月に相互協力に関する覚書(友好提携)を交わしました。以来、 日本フィルは出張コンサートや公開リハーサルなど、杉並区に密着したさまざまな音楽活動を実施

し、区民が質の高い文化に触れる機会を数多く提供してきました。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う文化イベント自粛要請を受け、2月29日から全ての演奏活動を取りやめ、中止となった公演は50公演を超えるなど、影響が広がっています。

そのため、感染症対策に配慮した日本フィルのオーケストラ公演を支援することで、区民が安心して 鑑賞できる環境を確保していきます。

## ■事業規模

1公演当たり220万円(6公演)



## ※参考 文化·芸術活動助成金比較表

	従前	新規				
名称	文化·芸術活動事業助成金	新しい芸術鑑賞様式助成金				
主旨	杉並の魅力を高める質の高い文化芸術活動事業や、区民が参加・体験し、地域 に広く波及していく事業に対し助成する。	コロナ禍で、区民が安心して芸術鑑賞で きるよう、3密を防ぐ等の感染症対策を講 じて実施する事業に対し助成する。				
金額	上限100万円	上限30万円				
対 象 予定数	24件	600件				
対象者	過去に区内で活動実績を有する個人又 は団体	次のいずれかに該当する個人又は団体 ・区内で活動実績があること ・区内に在住する個人又は活動拠点を 有する団体で活動実績があること ※活動実績期間:2019年4月1日~2020 年6月17日				
対象期間	令和2年度 (令和2年4月~令和3年3月)	令和2年6月18日~令和3年3月31日				
予算	1,000万円	1億8,000万円				

# 杉並区新しい芸術鑑賞様式助成金交付要綱

令和2年6月18日 2杉並第15030号

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の感染状況に対して、3密を防ぐ等の感染症対策を講じ、区民が安心して芸術を鑑賞できる環境(以下「新しい芸術鑑賞様式」という。)を整備して実施する文化事業に対し、事業に係る経費の一部を助成することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象者)

- 第2条 助成対象者は、次の各号に掲げる要件を満たす個人又は団体とする。
  - (1) 杉並区内(以下「区内」という。)に住所を有する個人又は区内に活動拠点を有する団体で、募集要項に定める期間に、実施場所を問わず、広く一般公衆に鑑賞させることを目的とした公演や展示会等の実績を有するもの
  - (2) 杉並区外(以下「区外」という。)に住所を有する個人又は区外に活動拠点を有する団体で、募集要項に定める期間に、区内で広く一般公衆に鑑賞させることを目的とした公演や展示会等の実績を有するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、助成対象者の対象外とする。
- (1) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱別表の排除措置要件に該当する団体
- (2) 政治的もしくは宗教的普及宣伝と認められる活動、または公序良俗に反する恐れがある活動を実施する団体
- (3) 国、地方公共団体、独立行政法人その他の外郭団体等
- (4) 納付すべき住民税(区市町村民税及び都道府県民税)及び事業税(法人の場合は法人事業税)に滞納又は未申告があること。

(助成対象事業)

- 第3条 助成の対象となる事業は、助成対象者が自ら主催者として文化・芸術活動事業(音楽、演劇、舞踊、美術、映像又は伝統芸能等をいう。)を実施し、次の各号に掲げる要件の全てを満たしているものとする。
  - (1) 新しい芸術鑑賞様式を整えて実施する事業であること。
  - (2) 区長が定める期間内に区内で実施する事業、又はオンラインで実施する事業であること。
  - (3) 広く区民に周知され、区民の鑑賞又は参加の機会等が提供されていること。
  - (4) その他区長が別に定める非該当事業でないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費については、募集要項で定める。

(助成額)

- 第5条 助成金の総額は、予算に定める範囲内とし、1事業当たりの助成額は30万円を限度とする。 (事前審査申請)
- 第6条 助成金を受けようとする個人又は団体(以下「申請者」という。)は、区長が別に定める期間内において杉並区新しい芸術鑑賞様式助成事業事前審査申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて区長宛てに提出するものとする。

(審査申請に伴う諸条件)

第7条 同一会計年度内において、助成金の交付を受けた、又は受ける予定である個人若しくは団体は、当該年度内の申請をすることはできないものとする。

(審議会の事前審査)

- 第8条 区長は、第6条に規定する事前審査申請があったときは、杉並区文化・芸術振興審議会条例 (平成24年杉並区条例第15号)に基づく部会(以下「審議会」という。)の審査に付すものとす る。
- 2 審議会は、審査の結果を区長に報告する。

(事前審査決定通知)

第9条 区長は、杉並区新しい芸術鑑賞様式助成事業承認(不承認)通知書(第2号様式)により、 事業の承認又は不承認について申請者に通知する。

(承認事業内容の変更等)

第10条 承認を受けた申請者(以下「承認団体等」という。)は、新型コロナウイルス感染症の再流 行、自然災害その他やむを得ない事由により、承認を受けた内容(以下「承認内容」という。)に ついて変更が必要となった場合又は承認を受けた事業(以下「承認事業」という。)を中止しよう とする場合は、速やかに区長宛てに申し出るものとする。

(承認事業の進捗状況報告)

第11条 区長は、承認事業の円滑かつ適正な遂行を図るため、必要に応じ、承認団体等に対して承認 事業の進捗状況に関わる報告を求めることができる。

(承認事業の改善申入れ)

- 第12条 区長は、前条の規定による報告及びそれに基づく調査等により、承認事業が承認内容に反していると認められるときは、承認団体等に改善の申入れをすることができる。
- 2 承認団体等は、区長から前項の規定による申入れを受けたときは、改善に努めるものとする。 (事業の完了報告及び助成金の申請)
- 第13条 承認団体等は、承認事業終了後、杉並区新しい芸術鑑賞様式承認事業完了報告書兼助成金交付申請書(第3号様式)に必要書類を添えて、区長宛てに承認事業の完了報告及び当該事業に係る助成金の交付申請を行うものとする。

(助成金の交付決定)

第14条 区長は、前条に規定する完了報告及び申請を受けたときは、速やかに内容の確認を行い、助成金交付額を決定し、杉並区新しい芸術鑑賞様式助成事業交付額決定通知書(第4号様式)により、承認団体等に通知する。

(助成金の請求及び交付)

- 第15条 承認団体等は、前条の規定による助成金交付の決定通知を受けた後、速やかに杉並区新しい 芸術鑑賞様式助成金請求書(第5号様式)を区長宛てに提出するものとする。
- 2 区長は、前項に規定する助成金の交付請求を受けたときは、速やかに確認を行い、承認団体等に 助成金を交付する。

(助成金交付決定の取消し)

- 第16条 区長は、承認団体等が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の全部又 は一部を取り消すことができる。
- (1) 申請の内容に不備(助成の額に係るものに限る。)があったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 承認事業が要件に該当しなくなったと認められるとき。
- (4) 承認団体等に不正な行為があると認められるとき。
- (5) 助成金を承認事業以外の用途に使用したとき。
- (6) その他助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、杉並区新しい芸術鑑賞様式 助成事業交付額決定取消通知書(第6号様式)により、申請者に対し速やかに通知するものとす る。

(助成金の返還)

第17条 区長は、前条の規定による助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に承認団体等に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

- 第18条 区長は、第17条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、前条の規定により助成金の返還を命じたときは、承認団体等に対してその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合又は法定利率により計算した違約加算金を納付させることができる。ただし、当該違約金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。
- 2 区長は、承認団体等に対し、助成金等の返還を命じた場合において、承認団体等がこれを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合により計算した延滞金を納付させなければならない。ただし、当該延滞金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 4 第1項の規定による違約加算金は、承認事業の成果等を勘案し、決定するものとする。 (違約加算金の計算)
- 第19条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、承認団体等の納付した金額が返還を命じた給付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた給付金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第20条 第19条第2項の規定により延滞金の納付を求めた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区民生活部地域活性化担当部長が別に定める。

(補則)

第22条 この給付金の交付の手続その他の処理については、この要綱に定めるところによるほか、杉並区補助金等交付規則(令和2年杉並区規則第24号)に定めるところによる。

附則

- 1 この要綱は、令和2年6月18日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

様式 略

令和2年7月30日

令和2年度 杉並区文化・芸術振興審議会の部会設置について (案)

杉並区文化・芸術振興審議会条例第6条に基づき、部会を設置する。

#### 1 名称

杉並区新しい芸術鑑賞様式助成金審査部会

### 2 部会員及び部会長

審議会会長が指名する。部会長については、審議会会長が兼務する。

#### ※部会員(案)

後藤 朋俊委員

佐藤 信 委員

曽田 修司委員

髙 和弘 委員

米屋 尚子委員 以上、5名

### 3 目的・役割

「杉並区新しい芸術鑑賞様式助成金要綱」(資料6)に基づき、杉並区新しい芸術鑑賞様式助成金(以下、「助成金」という。)の事前審査申請があったときに審査を行う。ただし、審議会には適宜、部会の事前審査結果の報告を行う。

なお、応募者に対する事前審査結果は、区長名で通知する。

#### 4 助成対象事業

助成対象者が自ら主催者として文化・芸術活動事業(音楽、演劇、舞踊、美術、映像又は 伝統芸能等をいう。)を実施し、次の各号に掲げる要件の全てを満たしているものとする。

- (1) 新しい芸術鑑賞様式を整えて実施する事業であること。
- (2) 区長が定める期間内に区内で実施する事業、又はオンラインで実施する事業であること。
- (3) 広く区民に周知され、区民の鑑賞又は参加の機会等が提供されていること。
- (4) その他区長が別に定める非該当事業でないこと。

## 令和2年度 文化・芸術振興審議会及び部会開催スケジュール(案)

	令和2年度											
	令和2年								令和3年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
文化·芸術 振興審議会				第1回 (7月30日)				第2回 (下旬予定)				第3回 (下旬予定)
助成金審査部会				第1回 (7月30日) 第1期前期分	第2回 (8月7日) 第1期後期分	第3回 (中旬予定) 第2期分		第4回 (上旬予定) 第3期分			第5回 (下旬予定) 令和3年度分	
助成対象 事業期間				第1期 (6/18~10/31) 第2期 (6/18				(6/18~3/31)				
		   		第3期(6/18~3/31)								